

流山版地域生活連携シート活用について

参考:千葉県地域生活連携シートの手引き(令和6年11月)

目的

「千葉県地域生活連携シート」は、医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に、居宅介護支援事業所、介護老人福祉・保健施設等の介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者(患者)の情報を共有するための千葉県参考様式です。

切れ目のない円滑な入退院支援の体制を目的として、「千葉県地域生活連携シート」の項目について、優先的に記載する事項を明確化し、より活用しやすいよう「流山版千葉県地域生活連携シート」を作成し、令和6年4月から運用をしております。

この度、関係者の御意見を基に「流山版千葉県地域生活連携シート」を見直し、名称も「流山版地域生活連携シート」と変更いたしました。

今まで通り、介護報酬の「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の算定にも活用できます。また、診療報酬の「入院時支援加算」「入退院支援加算」「介護支援等連携指導料」「退院時共同指導料」等の関係職種間の情報共有にも活用いただけます。

個人情報の取り扱い

本シートには、利用者の身体機能等多くの情報が含まれておりますので取り扱いには最大限の注意を払ってください。

本シートの記入または送付にあたっては、必ず本人または家族の同意を得てください。

運用にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に沿い、各自・各所属が責任をもって個人情報を取り扱ってください。

居宅介護支援等の契約時や入院時等において、今後の支援を見据えて医療・介護関係者への情報提供も含めた個人情報の使用について包括的同意を得ておく方法もあります。

活用方法

①在宅時

介護支援専門員は、居宅介護の開始にあたり、利用者等に対し担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼してください。また、概ね半年に一度、利用者の状況をA表に記入し保管しておいてください。

【関連する介護報酬】

○通院時情報連携加算:50単位/月

②入院時

介護支援専門員は、利用者が入院した際、医療機関に A 表を持参又は FAX 等で送付し、利用者情報を共有してください。

また、利用者の緊急入院等に備え、下記のような点について地域で検討し利用者や家族等に伝えておくよう努めてください。

- ・救急隊がすぐに持ち出せるような場所に保管しておく
- ・担当介護支援専門員の名刺を医療保険証や介護保険証と一緒に保管しておく
- ・入院する場合は必ず担当介護支援専門員に連絡する

なお、シートを送付した際は、「居宅介護支援経過」に入院日、送付日及び送付先の名称を記録してください。

【介護報酬】

○入院時情報連携加算

入院当日に情報提供(提供方法は問わない):250単位

入院日以前の情報提供を含む

営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

入院した日の翌日または翌々日に情報提供(提供方法は問わない):200単位

営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

○退所時情報提供加算

対象サービス・施設名	区分	単位数(1回あたり)
介護老人保健施設 介護医療院	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位
介護老人保健施設 介護医療院	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位
介護老人福祉施設	退所時情報提供加算	250単位
特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	退居時情報提供加算	250単位

※ 退所時情報提供加算(Ⅰ):居宅へ退所した場合、主治医に心身の状況、生活歴等
を示す情報を提供

退所時情報提供加算(Ⅱ):医療機関へ退所した場合

③退院前

医療機関は、退院の検討を始めた段階で、担当介護支援専門員に連絡を入れてください。関係者とのカンファレンス前までに、院内の関係者から情報を収集し、B表を活用して介護支援専門員や関係者間で下記のような情報を共有します。

- ・退院後に地域で利用可能な介護サービスや要介護認定の申請手続きの情報
- ・退院後に想定されるケアプラン作成等に必要な情報や、退院後の外来診療の見込み

※介護支援専門員はケアプランを作成し、その写しを医療機関に提供してください

【介護報酬】

○退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
1回	450単位	600単位
2回	600単位	750単位
3回	×	900単位

【関連する診療報酬】※ 算定要件は、各自ご確認ください。

- ・入院時支援加算1:240点
- ・入院時支援加算2:200点
- ・入退院支援加算1:一般病棟 700点 療養病棟 1,300点
- ・入退院支援加算2:一般病棟 190点 療養病棟 635点
- ・介護支援等連携指導料:400点(入院中2回に限る)
- ・退院時共同指導料1:在宅療養支援診療所 1,500点 その他900点
- ・退院時共同指導料2:400点
在宅療養を担う医療機関側の医師と共同指導した場合:300点
3名以上と共同して指導を行う場合:2,000点
- ・退院前訪問指導料:580点
- ・退院後訪問指導料:580点
- ・診療情報提供料(I):250点

※詳しい利用方法については、千葉県地域生活連携シートの手引きをご覧ください